

平成22年 11月 定例会（第300回）

12月06日-02号

◆ 三十番（今井光子）

次に、中小企業高度化資金についてお尋ねします。

奈良県が平成元年、平成二年にヤマトハイミールに貸し付けた二十億円の中小企業高度化資金問題は、組合も破綻し、理事長も亡くなりましたが、いまだに県が貸した二十億円については回収されていません。この間の住民訴訟では、県がお金を貸し付けたにもかかわらず回収を怠ったのは違法であるとの判決が下りました。しかし、だれも責任をとる者がおらず、住民側はそれを不服として、一億七千万円も退職金を受け取って退任した元知事を最高裁判所に提訴しています。平成十九年、県はヤマトハイミール食品協業組合に対して返済請求を行い、このときに初めて連帯保証人にも請求を行いました。それによって初めて二十億円もの連帯保証人であったことを知ったYさんは、県を相手に保証人ではないという裁判を起こしましたが、昨年十二月二十四日、実印が使われていたということで敗訴しました。

ことしの二月定例県議会で私は、貸付けの契約関係を証明する公正証書において、県側の代理人が県の職員、組合側の代理人も県の職員というのは、そもそも貸付けの相手に委任するのは問題ではないかと質問しましたが、国の中小企業事業団にも直接聞きに行きましたが、そのような例はあまり聞いたことがないと答えております。民法第百八条には双方代理の禁止が決められています。この点を知事は調査をされると言われましたが、どのような調査を行い、その結果はどうであったのか、伺います。また、県は連帯保証人に対して、いつどのようにして公正証書で確認された保証の内容を知らせてきたのかを伺います。

◎ 知事（荒井正吾）

中小企業高度化資金、ヤマトハイミールの問題についてのお問い合わせがございました。

今回の公正証書作成に当たっての代理行為が、民法第百八条に係る双方代理に該当するか否かについてでございます。先般のご質問の後を受けて、弁護士や公証人に確認いたしましたところ、代理人はともに県職員であっても、別人であれば双方代理には当たらないとの回答を得ました。また、そもそも双方代理であれば、公正証書の作成は受け付けられないものであるとのことでもございました。

連帯保証人へいつどのように報告したかにつきましてのお問い合わせがございました。

が、記録が残っていないため正確な日時は確認できませんが、本事案につきましては、県職員たる代理人が連帯保証人から契約条項付き委任状により委任され、その条項どおりの内容で公正証書を作成したものでございます。したがって、委任状が真正に成立している以上、報告のいかんにかかわらず、公正証書による保証契約の有効性が認められていることは、判決文に書かれているとおりでございます。

なお、今般の判決で、連帯保証承諾書、設立趣意書、加入申込書及び出資引受書などを証拠として、原告の保証意思の存在も推認されております。さらに連帯保証人である原告が判決を不服として控訴していないことから、県としては手続に誤りはなかったものと考えております。

◆ 三十番（今井光子）

それから、公正証書の関係ですけれども、双方代理には当たらないということで県のほうは言われております。公正証書の場合に、私は、連帯保証人になった方が平成十九年のときに初めて知ったというところに大変驚きと、何でかという疑問を感じました。県の話では、いろいろな委任状が作成されているので、もう本人は十分知っているはずだというのが県の言い分だと思いますけれども、公正証書の場合に、債権の取り立てをするには公正証書の謄本が、やはりこういうふうになったということがきちっと送られるという、そういう必要があるということでございます。送達証明書ということのようですが、大体正式に交付をしてから一週間後ぐらいに交付をされる内容ですけれども、これが連帯保証人のところに届いていなかった。公証役場でもこれを届けたという記録が残っていないわけです。そしたら、公証役場のほうでは連帯保証人の方にそれは直接知らすという形をとっていなかったということになるのではないかというふうに思います。

それと、委任をする場合ですけれども、両方とも県の職員ということですが、委任状を見ましたら、一枚の紙に、奈良県が県の職員の方を委任をしている。それから、ヤマトハイミール食品協業組合につきましても、別の県の職員の方を代理として委任していると、それが一枚の紙に委任状があるということ自体が、やはり双方代理になるのではないかと思うわけですけれども、この点で、印鑑だけ使われたんだということで裁判で言われて、結局実印が使われているのでそれは認められなかったということになっておりますが、いろいろな資料を見たりお話を聞いたりいたしますと、やはりちょっと普通ではないなという感じを受けるわけです。こうしたずさんな委任状でも県では当時認められていたのかどうか、その点について私は、当時のことをご存じの副知事にぜひご意見を伺いたいと思っております。

◎ 知事（荒井正吾）

それから、公正証書の委任状が双方代理かどうかということですが、双方代理で

はなしに公正証書の委任が適正に成立しているかどうかというのは、判決文のとおり関係する別人の県職員のことでございますが、委任状の記載が同じ文書に書かれていることでございますが、それぞれ委任状については、本人の名前が自筆されております。また、その中で、連帯保証人の名前も自筆されておりますので、この委任をされた方は自筆でかつ実印を押されたということ、適正な委任状だというふうに思います。

◆三十番（今井光子） 適正だということと言われておられるわけですが、通常の公正証書は一週間以内にその方のところに送達をするという、そうした記録も残っていない。普通は、双方代理でなければ、県は県で委任をする、また組合側、保証人のほうは保証人のほうで委任をするというのが、普通私たちが考える委任状のやり方だと思うんですけども、そうした、言ってみれば横着な感じの手続、しかも金額は二十億円というようなお金でございますので、やり方としては非常にずさんではないのかなというふうな印象を持つわけです。この点で、どういう形で、だれが、あなたは連帯保証人になっていますよということを直接会ってきちっと話をしているのか、その中身を、その点を私はずひ県として調査をしていただきたいと、思います。代理人の方に聞くなり、県としていろんな手だてを尽くしてぜひ調査をしていただきたいと、思います。その点だけ一点お尋ねしたいと、思います。

◎知事（荒井正吾） 委任の内容が公正に成立したかどうかという点に法的な有効性を問われているものと思います。それは議場で問われても、法的な裁判所で問われても、疑義があればただされるべき課題だと思っておりますが、だれが行ったか、いつ行ったかと、平成三年の話でございますが、私はそのようなことを調査する必要があるのかどうか、ちょっと直ちに返答しかねるように今、思うところでございます。